

20 一般社団法人を信託の受託者として利用

Question 信託の受託者はどのような基準で選ぶべきでしょうか。また、株式会社や一般社団法人など、法人が受託者になることはできますか。

Answer

信託の最も重要な課題は受託者を誰にすることです。この場合に個人が受託者を引き受けることにはリスクを伴います。法人が受託者になることは可能ですが、家族の財産管理のための民事信託においては、受託者を一般社団法人にすることを検討すべきです。

Explanation

1) 個人を受託者にする問題点

信託は、信託財産が受託者に移転するため、委託者は財産の所有権を失うという重みがあります。信じて託すわけですから、受託者を誰にするかが、民事信託における最も重要な課題になります。

さらに、家族の財産管理を目的とする信託で、親族が受託者になる場合は、受託者が死亡するリスクにも備える必要があります。受託者の地位は相続されないため、受託者の相続人は、受託者の地位を相続しません。そのため、新たな受託者となる者を予め指定しておくことが必要です。受託者に指定された者が辞退した場合は、新たな受託者を選任するまでは受託者の相続人が財産を管理する必要があります（信託法60②）。しかし、受託者が欠けたまま新受託者が就任しない状態が1年間継続したときは信託が終了してしまいます（信託法第163三）。

このように、個人が受託者として、信託財産の管理を長期にわたって安定的に行うことにはリスクと限界があります。

さらに、信託財産を特定の相続人が1名で全面的に管理することには不安があります。法律上の建前はともかく、信託財産が預金などの場合に、

それを私消しないという保証がないからです。

裁判所の監督下にある成年後見制度を利用した場合でも、金銭が横領されてしまった事例がいくつも発生しています。

そこで、一般社団法人を受託者とし、相続人の全員を理事とすることで、財産を公明正大に管理するという方法も検討の余地があります。

2) 受託者を一般社団法人にする

信託の受託者は、出資者が存在する株式会社ではなく、一般社団法人が適任です。

仮に、高齢な親の財産を管理するため、遺言代用信託を利用し、一般社団法人を受託者として財産を信託譲渡する場合を検討してみます。

遺言代用信託とは、当初は委託者が受益者となる自益信託ですが、委託者が死亡した後は、指定された者が受益者となり、あるいは、委託者の死亡を始期として受益者が信託財産について給付を受ける権利を取得する信託のことです。

一般社団法人が受託者になることについては、家族の財産を管理するだけですので、信託業法に抵触することはありません。一般社団法人の機関設計については、相続人が社員となり、その中から理事を選任します。

さらに、社員の資格を定款において世襲とするよう定めておけば、親族全員で信託財産を管理することが可能です。

年老いた両親の財産管理については、相続時精算課税を利用して相続人名義にしてしまう方法や、同族会社を資産管理会社として活用する方法、さらには成年後見制度の利用などが考えられますが、その中でも自由度が高く、柔軟な管理が可能な一般社団法人を受託者とする信託は、有力な手法として利用できると考えられます。

（税理士／白井一馬）